

にいがた・ニュー・エジソン育成事業 / 助成対象経費

1. 事業拠点開設費

- (1) 事業開始に必要な機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する費用
- (2) 事業所の増改築費
- (3) その他必要と認められる費用

2. 事業促進費

- (1) 原材料費
- (2) 外注加工費
- (3) 人件費
- (4) 賃借料
- (5) 旅費
- (6) 水熱光費
- (7) 消耗品費
- (8) 通信運搬費
- (9) 広告宣伝費
- (10) 資料購入費
- (11) 市場調査費
- (12) 専門家謝金
- (13) その他必要と認められる費用

<助成対象経費の説明>

1. 事業拠点開設費

- (1) 事業開始に必要な機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する費用
 - ・事業開始に必要な不可欠な機械装置又は工具器具等に係る経費とする。
 - ・機械設備や工具器具等を自社で製作する場合の経費も対象とする。
- (2) 事務所の増改築
 - ・事務所の増改築に係る経費とする。
 - ・事務所の新築に係る経費は対象外とする。
- (3) その他
 - ・事務所等賃貸借契約の初期費用（契約手数料・礼金等。ただし敷金等一時預り金を除く）
 - ・登記に関する経費（登録代行手数料等。ただし、租税公課・出資金を除く）

2. 事業促進費

- (1) 原材料費
 - ・直接使用する主要原料、主要材料の購入に要する経費とする。
 - ・取得後他に転売、譲渡しない（商品とならない）ものに限る。
- (2) 外注加工費
 - ・事業推進に必要な原材料の再加工、機械設備の製作、プログラム開発等を外注する場合に要する経費とする。
- (3) 人件費
 - ・専従者（研究開発、商品開発及び事業化（生産、販売）に直接関与している者）の直接作業時間に対して支払われる人件費を対象とする。
 - ・経理等の間接作業時間に対して支払われる人件費は助成対象外とする。
 - ・時給は（基本給＋諸手当）／月当たり所定労働時間で算出し、時給が2,000円を超える場合は2,000円を限度とする。
 - ・諸手当には住宅手当・扶養手当・通勤手当等は含まない。
 - ・月当たり所定労働時間の算出方法は次のとおりである。
（（365日－会社の休日）×8時間）／12ヶ月
 - ・1日当たりの作業時間数は8時間を上限とする。ただし、これを超えた場合は時間外勤務手当の支給がある場合のみ対象とする。
 - ・助成金の対象となる作業時間数は1人当たり1,800時間を対象とする。
 - ・交付決定後も他の会社等に所属（代表者又は役員等を含む）する者の人件費は助成対象外とする。
- (4) 賃借料
 - ・家賃、駐車場使用料、借地料、各種機械・自動車・備品などのリース料（付随経費を含む）等の経費とする。
- (5) 旅費
 - ・専門家旅費、講師旅費、職員旅費等の経費とする。
- (6) 専門家謝金
 - ・研究開発等を行なうに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合の技術者等に支払われる経費、ベンチャー企業としての経営を行なっていくうえでの税務・法務・マーケティング等のアドバイスや指導を必要とする場合の公認会計士や経営コンサルタント等に支払われる経費とする。
 - ・専門家等に渡す土産代、接待費等は対象外とする。